



特定非営利活動法人 YNF
〒819-0055
福岡県福岡市西区生の松原 2-6-19-203
mail : info@saigaiynf.org

ホームページ・SNSで随時、情報を発信しています。

・ホームページ



・facebook



被災地の生活再建を見据えて

特定非営利活動法人

YNF 活動報告

2017-2021

長期にわたる活動のために、
皆様からの継続的なご支援が必要です。
活動資金へのご協力、よろしくお願いいたします。

[ご寄付はこちら](#) →



寄付サイトへ



平成29年7月 九州北部豪雨災害
平成30年7月 豪雨
令和元年8月 豪雨
令和2年7月 豪雨

政策提言

令和2年7月13日、内閣府特命担当大臣武田良太氏に仮設住宅の取り扱い等に関する提言書を提出し、YNFは素案の作成及び事務局を担当しました。

- 仮設住宅の利用に関し、災害救助法の弾力的運用を行うこと
- 新耐震基準を満たさない物件もみなし仮設としての利用を認めること
- みなし仮設の遡及申請を認めること
- 車中泊、避難者に対する物資・情報・生活インフラに関する支援対策を講じること
- 在宅被災者に対する物資・情報・生活インフラに関する支援の対策を講じること
- 泥出し作業等について専門職業委託を積極的に行い、仮設住宅との併用を認めること
- 支援活動にあたって、関連機関(市外部委託事業者、民間支援団体等)との個人情報の共有を行い、円滑な支援活動を行うための措置を図ること
- 応急修理制度と仮設住宅の併用を認めること
- みなし仮設入居者・在宅被災者にアウトリーチし生活再建支援の質の向上を図ること

以上の点について国から各自治体に通知を確実にし、県担当者のみならず、市町村などの基礎自治体担当者の理解を得ること

※令和2年7月16日の内閣府防災の通知には、「1.仮設住宅の利用に関し、災害救助法の弾力的運用を行うこと」「8.応急修理制度と仮設住宅の併用を認めること」の2項目が反映されました。

YNFは災害ケースマネジメント宣言に共感し、その実践を目指していきます。

災害ケースマネジメント宣言

災害ケースマネジメントは、被災者一人ひとりの生活再建に必要な支援を行うため、被災者に寄り添い、その個別状況・生活状況などを把握し、それに合わせてさまざまな支援策を組み合わせた計画を立てて、連携して支援する仕組みのことである。

1. 個別対応

災害ケースマネジメントは、被災者ひとりひとりの問題やニーズに対し、必要な全ての支援を行うものである。

2. アウトリーチ

住民の被災状況や受援状況の調査は、個別訪問(アウトリーチ)によるものとし、全ての問題解決に至るまで、地域全域に対して継続的に行われなければならない。

3. 支援の計画性

支援者は、被災者のニーズや状況の変化に柔軟に対応し、かつゴールを見据えた「支援プラン」を立てるものとする。

4. 支援の総合連携

アウトリーチ及び「支援プラン」の作成と実行にあたっては、行政・社協・民間・専門家等あらゆる社会資源が全ての情報を共有し、共通の目的に向かって活動を行うものとする

5. 平時からの備え

災害ケースマネジメントは、憲法13条・25条を論拠とし、これの実現のためには平時からの防災計画に於いて、シミュレーション・演習や人材育成等が行われるべきである。

「災害ケースマネジメント構想会議」より



津久井 進さん (芦屋西宮市民法律事務所)
災害ケースマネジメントの一番大切なポイントは「一人ひとりを大事にすること」です。そのスタンスが社会に浸透すれば、被災者は必ず生活再建できます。YNFは、災害ケースマネジメントの先駆者で、スタンスが全くブレません。広い視野と豊富な経験から「次の課題は何か」を常に考え、被災者の生活再建のために効果的な手立てを実践しています。そうした支援活動の積み重ねが、社会を良い方向に導くに違いありません。



『災害ケースマネジメント◎ガイドブック』
津久井進 著書 / 合同出版[2020年]
被災者と向き合った著者だからわかる、リアルな災害の数々の事例から考える、生活再建に向けた効果的な支援策、法律制度、地方自治体・民間団体による支